

伊勢崎市監査委員告示第 2 号

公 表 書

令和3年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4年1月14日

伊勢崎市監査委員 光 山 喜一郎
同 高 田 嘉 郎
同 新 井 智

記

1 財政援助団体等監査結果報告書

補助金団体

公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センター（長寿社会部高齢政策課）

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の日程及び対象

令和3年11月18日（木）

○補助金団体

公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センター（長寿社会部高齢政策課）

シルバー人材センター事業費補助金

高齢者困りごと支援サービス事業補助金

4 監査の着眼点

所管部局に関しては、補助金の決定は法令等に適合しているか、補助金の交付目的及び補助対象の事業の内容は明確か、補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。

補助金団体に関しては、事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか、事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が挙げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか、出納関係帳票の整備、記帳は適正か、補助金に係る収支の会計経理は適正か。

5 監査の実施内容

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 決算関係書類の整備状況について

イ 予算の執行状況について

ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

エ 金銭の出納、預金通帳の管理について

(2) 本監査

当該監査は、公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センター会議室において、監査委員3名と事務局職員が、提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

6 監査の結果

公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢退職者の生きがいの充実や社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし運営を行っている、公共的、公益的な団体である。

監査を実施した結果、運営、事務執行について、事業目的に沿って行われており、規程に基づく義務の履行についても概ね適正に実行されていることが認められた。これからも引き続き関係部局と連携を図り、各種事業を実施しながら、適正な管理運営を期待するものである。